

令和8年度新潟県よろず支援拠点生産性向上支援センター 「生産性向上支援サポーター」の公募実施要領

1 目 的

令和8年度4月1日より開設された新潟県よろず支援拠点生産性向上支援センターの事業実施にあたり、専門的な知識・ノウハウを活用して、県内中小企業・小規模企業者等の支援を行う人材を募集する。

2 委託業務の内容

- (1) 中小企業・小規模企業者等からの生産性向上（5S、工程改善、省力化、デジタル化等）に関する相談に対応し、複数回の現場訪問を含む徹底した伴走支援を通じて、課題解決に向けた提案・助言等を行う。
- (2) 生産性向上支援統括サポーターやよろず支援拠点ワンストップ支援窓口、実施機関、支援機関、金融機関などと適切に連携し中小企業・小規模企業者等の生産性向上や経営上の諸問題の解決支援を行う。

3 募集人数

若干名（適任者が複数いる場合は複数名の採用を行うことがある）

4 応募資格

- (1) 日本国籍を有するもの
- (2) 中小企業・小規模事業者等の事業や経営実態に精通し、コミュニケーション能力に優れ、新潟県内の中小企業等への支援等に熱意を持って、かつ、親身に対応できること。
- (3) 心身ともに健康で、普通運転免許を保有し、車や公共交通機関等を使って新潟県内の中小企業等への訪問が可能なこと。
- (4) パソコン（エクセル、ワード、パワーポイント等）、インターネット、メール、オンライン会議システム（Teams）等を活用して業務遂行が可能なこと。
- (5) 反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないこと。
- (6) 次に掲げるいずれか1つ以上の経験・能力を有する方
 - ① 企業等の現場において生産性向上に取り組んだ経験を有する又は支援者として生産性向上支援の経験を有する又はそれと同等のスキルを有する方
 - ② 業務プロセス改善、デジタル活用などの生産性向上分野において優れた知見・支援能力等を有し、中小企業が抱える課題を的確に把握・分析し、具体的な解決策の助言を行いうる方
 - ③ 上記①～②に準ずる能力を有する者
- (7) 国が策定した「省力化投資促進プラン(※)」に指定されている以下の業種の支援ができうること。
 - ①飲食業
 - ②宿泊業

- ③小売業
- ④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）
- ⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）
- ⑥製造業（中小製造業、食品製造業）
- ⑦運輸業
- ⑧建設業
- ⑨警備業
- (※) [省力化投資促進プラン（内閣官房HP）](#)

（８）新潟県内に居住している、または県内中小企業への訪問支援が円滑に行える体制を有すること

5 謝金額・活動日数

謝金額：時間額 4,683 円（税込）

※ 1 日の請求可能時間の上限は 8 時間とし、実際の請求時間は依頼内容に応じて変動する。

活動日数：トータル年 48 日程度の稼働を想定

旅費・交通費：当機構の規定による

備考：上記は目安。実際の契約条件（謝金額・活動日数等）は、予算規模や応募者の希望を踏まえ、双方協議のうえ確定する。

6 募集及び選考スケジュール

募集期間、選考日程等の詳細は、別途公表する募集案内による。

7 提出書類、提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出書類

- ①新潟県よろず支援拠点生産性向上支援サポーター応募申請書【様式 1】
- ②暴力団の排除に関する誓約書【様式 2】
- ③職務経歴書（様式任意）
- ④所有する資格証の写し（該当する場合）

※①～③すべて電子データでの作成可。

(2) 提出方法

電子メールにて下記宛先へ提出

(3) 提出先・問い合わせ先

公益財団法人にいがた産業創造機構 伴走支援チーム

〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 11 階

TEL：025-384-0460 FAX：025-246-0030 E-mail：bansou@nico.or.jp

(4) 提出期限

募集案内に定める期日（必着）とする。

7 審査

(1) 審査方法

審査は、面接審査により行うものとする。

※ただし、応募者数が多数である場合等、必要と認めるときは、面接審査に先立ち書面審査を実施し、これを通過した者を面接審査の対象とすることができるものとする。書面審査を行わない場合は、応募要件の確認を行ったうえで面接審査の対象とする。

(2) 審査基準

提出書類等について、主に以下の項目について総合的に審査する。

ア 適性・資質（経験やノウハウ等）

イ 中小企業支援への意欲

ウ 人物（コミュニケーション能力、協調性、倫理観等）

(3) 審査結果

- ・ 面接審査の結果、適任と判断した者を採用候補者とする。適任者がいない場合は採用をしない場合がある。審査結果はすべての参加者に書面（またはメール）で通知する。
- ・ 本事業は国（関東経済産業局）からの受託事業であることから、採用候補者については同局との協議を経て正式に決定する。
- ・ 選考結果の理由に関する問い合わせには回答しない。

8 契約の締結等

- (1) 機構は、審査結果の通知を行った採用候補者との間で、委託業務に関して必要な協議を行う。なお、審査結果を踏まえ、委託内容の変更を求める場合がある。
- (2) 機構と候補者との協議が合意に至った場合は、本業務に関する契約の締結手続きに入る。
- (3) 専門家は、本事業が国の委託事業であることを踏まえ、中立公正な立場から支援を行うとともに、高い倫理観をもって業務にあたるものとする。
- (4) 契約締結後においても、本事業の目的若しくは内容から逸脱した行為、応募書類に虚偽の記載があった場合、前号に掲げる事項に違反した場合、その他社会的信用を失墜する行為等があった場合は、委託・従事契約を取り消す場合がある。